

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年
月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次
告 示

◇告 示 烟地地区の指定

昭和二十八年十二月二十五日指定した。

昭和二十八年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百七十四号

鳥取県東京事務所規程(昭和二十五年四月鳥取県告示第二百八号)は、昭和二十八年四月三十日限り廃止する。

昭和二十八年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示五百七十五号

烟地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)第
四条の規定に基き、次の市町村の区域を烟地地区として

倉吉市	氣高郡	東伯郡	羽合町、東郷町、関金町、灘手村、下北条村、 栄村、中北条村、古布庄村、大誠村、由良町、 浦安町、下郷村、上郷村、八橋町、赤崎町、以 西村、成美村、安田村、上中山村、下中山村、 泊村、三朝町、
鳥取市	浜村町、勝谷村、青谷町、日置村、逢坂村	西伯郡	成実村、天津村、大国村、法勝寺村、上長田村、 東長田村、賀野村、幡郷村、彦名村、崎津村、 渡村、外江町、境町、上道村、余子村、中浜村、 大篠津村、和田村、富益村、夜見村、大幡村、淀江 町、高麗村、所子村、大山村、庄内村、御来屋 町、名和村、光德村、逢坂村、手間村、宇田川

00570
2

昭和28年12月28日 月曜日 烏取県公報(号外)第111号

村、大高村、
日野郡 二部村、溝口町、八郷村、根雨町、石見村、福
栄村、日野上村、大宮村、江府町、阿毘緑村、

日光村、多里村
氣高郡 酒津村、小鷺河村、鹿野町

昭和四年四月

第三種郵便物認可

發行 日 火 金

行 烏取縣鳥取市東町
者 烏取縣鳥取市東町
所 烏取市東町
刷 烏取町
印 刷 所